

## 串間市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、市長から要求のあった監査（令和6年度2回目）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年12月23日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親



串監第1488号  
令和6年12月23日

串間市長 島田 俊光 様  
串間市議会議長 福留 成人 様

串間市監査委員 田中 良嗣  
串間市監査委員 菊永 宏親

### 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、令和6年4月18日付け110-255号で市長から要求のあった監査の結果（2回目）について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により当該措置の内容を提出してください。



## 市長の要求に基づく監査結果報告書（令和6年度2回目）

令和6年12月23日

串間市監査委員 田中 良嗣  
串間市監査委員 菊永 宏親

### 1 串間市監査基準への準拠

市長の要求に基づく監査は、串間市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査等の種類

市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項の規定による監査）

（市長の監査要求内容）

令和6年度 公共工事に係る指名状況及び入札結果等の事務の執行状況について

### 3 監査等の対象

財務課（入札・契約等主管課）

### 4 監査等の着眼点

本監査においては、全国都市監査委員会が策定している実務ガイドライン等を踏まえ、公共工事に係る指名状況及び入札等の事務執行が関係法令等に従って適正かつ公平に行われているかの着眼点を持って実施した。

### 5 監査等の主な実施内容

#### （1）監査の範囲

令和6年度公共工事に係る指名状況及び入札結果等の報告に基づく事務の執行状況（公営企業会計を含む。）

今回の監査の範囲は、令和6年6月から9月入札執行分とする。なお、本監査については通年を予定しているため、9月入札執行分以降の事務の執行状況等についても継続して監査を行うものとする。

#### （2）監査の方法

今回の監査にあたっては、関係書類等を照査検討するとともに財務課の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査した。

### 6 監査等の実施場所及び日程

#### （1）実施場所 串間市監査委員室（事務局）

#### （2）日程（期間）

- 1）監査準備及び書類等監査 令和6年9月24日から令和6年12月23日
- 2）委員監査 令和6年10月29日

### 7 監査の結果

令和6年6月から9月の入札執行分の公共工事に係る指名状況及び入札結果等については、入札件数が62件うち入札不調が3件あったが、現行での本市の入札制度における事務の執行状況等については、概ね適正に処理されていた。

今回監査を行った公共工事に係る指名及び入札等の状況については、以下の表のとおりである。  
なお、注意すべき事項等については「8 意見」として記載した。

○公共工事に係る指名及び入札等の状況（※（ ）内は、工事以外も含む全体の数）

| 項 目          | 6 月入札分                           | 7 月入札分                     |
|--------------|----------------------------------|----------------------------|
| 指名審査会        | 令和 6 年 5 月 3 1 日（金）              | 令和 6 年 7 月 1 日（月）・2 日（火）   |
| 指名通知日        | 令和 6 年 6 月 3 日（月）                | 令和 6 年 7 月 4 日（木）          |
| 入札執行日        | 令和 6 年 6 月 19 日（水）・20 日（木）       | 令和 6 年 7 月 17 日（水）・19 日（金） |
| 指名から入札までの期間  | 1 6 日間・1 7 日間                    | 1 3 日間・1 5 日間              |
| 入札件数         | 2 6 件（ 4 9 件）                    | 1 6 件（ 2 1 件）              |
| 入札不調件数       | 0 件（ 1 件）                        | 1 件（ 1 件）                  |
| 指名業者数        | 延 1 4 0 者（延 2 6 9 者）             | 延 8 5 者（延 1 1 4 者）         |
| 入札辞退者数       | 延 6 者（延 1 8 者）                   | 延 1 5 者（延 1 6 者）           |
| 失格者数（無効含む）   | 0 者（ 1 者）                        | 1 者（ 2 者）                  |
| 予定価格総額(A)    | 933, 735千円（1, 162, 457千円）        | 289, 927千円（319, 026千円）     |
| 落札額総額（税込）(B) | 916, 667. 4千円（1, 127, 942. 53千円） | 273, 327千円（298, 473千円）     |
| 差引額（(A)－(B)） | 17, 067. 6千円（ 34, 514. 47千円）     | 16, 600千円（ 20, 553千円）      |
| (B)／(A)（％）   | 98. 17％（97. 03％）                 | 94. 27％（93. 56％）           |
| 平均落札率（％）     | 96. 48％（94. 72％）                 | 94. 97％（94. 02％）           |

| 項 目          | 8 月入札分                 | 9 月入札分                      |
|--------------|------------------------|-----------------------------|
| 指名審査会        | 令和 6 年 7 月 3 1 日（水）    | 令和 6 年 9 月 3 日（火）           |
| 指名通知日        | 令和 6 年 8 月 2 日（金）      | 令和 6 年 9 月 5 日（木）           |
| 入札執行日        | 令和 6 年 8 月 2 0 日（火）    | 令和 6 年 9 月 1 9 日（木）         |
| 指名から入札までの期間  | 1 8 日間                 | 1 4 日間                      |
| 入札件数         | 1 4 件（ 1 4 件）          | 6 件（ 1 1 件）                 |
| 入札不調件数       | 1 件（ 1 件）              | 1 件（ 2 件）                   |
| 指名業者数        | 延 7 3 者（延 7 3 者）       | 延 3 4 者（延 6 6 者）            |
| 入札辞退者数       | 9 者（ 9 者）              | 9 者（ 1 4 者）                 |
| 失格者数（無効含む）   | 1 者（ 1 者）              | 0 者（ 0 者）                   |
| 予定価格総額(A)    | 170, 380千円（170, 380千円） | 57, 479千円（ 76, 002千円）       |
| 落札額総額（税込）(B) | 166, 903千円（166, 903千円） | 55, 492. 8千円（ 72, 977. 3千円） |
| 差引額（(A)－(B)） | 3, 477千円（ 3, 477千円）    | 1, 986. 2千円（ 3, 024. 7千円）   |
| (B)／(A)（％）   | 97. 96％（97. 96％）       | 96. 54％（96. 02％）            |
| 平均落札率（％）     | 97. 41％（97. 41％）       | 95. 59％（96. 02％）            |

※平均落札率は、1 件ごとの落札率を合計して落札数で除したもの。

※予定価格総額に不調、不落は含まない。

## 8 意見

まず、6 月の指名競争入札執行分の契約書において、前回同様に必要額以上の収入印紙の貼付が一部に見られるが、その後に本監査の 1 回目を実施しており、7 月以降については改善が図られている。今後も契約書の作成・締結にあたっては、記載漏れや不備等がないよう努められたい。

次に、6 月分の入札結果として、同じ業者が複数の工事を落札しているケースが見られる。これらは、入札件数が多いこともあるが指名選定の対象となる業者数が少ないことや、入札事務の効率化を図る観点等から入札日を月に 1 回程度に集約していることに起因しているものと思われる。

同じ入札日の複数の工事の指名において、同一の指名組や同じ業者を選定せざるおえない状況もある程度は理解できるが、現行のままでは今後も同様のケースが起きる可能性は否めないことから、特に年度の早い段階などにおいては地場産業振興等地域性を考慮しつつも、その対策や改善等が必要ではないかと思料する。

7月以降の入札については、これまでの指名状況や手持ち工事等を勘案するなど、指名業者の選定が行われている。

なお、発注した工事等については、事業担当課等において工期内に完成できるよう進捗管理等の徹底に努められたい。

次に、指名願いの申請があり指名業者として選定しているが、入札不調やそれ以外でも各月の入札執行において辞退者が一定数あることから、事業担当課とも連携し辞退理由の分析や情報収集等に努め、その要因を明らかにし今後の入札事務等の改善に努められたい。

最後に、本年8月に本市の「入札・契約制度等改革に係る取組方針」が示されている。

現行の本市の指名競争入札の業者選定においては、指名審査会での限られた時間での審査となり一部に疑義や変更等はあるものの結果として、その殆どにおいて事務局（案）が採用される傾向にあることから事務局（案）の作成・決定は大変重要であると考えている。

そのため事務局（案）を作成する際には、指名業者の選定や手持ち工事等を勘案し指名選定を見送る場合においても事務局裁量の余地が極力少なくなるよう、より明確な選定基準等が必要ではないかと思料する。

これまでの監査結果等も踏まえ関係法令等や本取組方針に基づき、より公平公正で透明性の高い入札・契約制度の改革が進められていくことを強く望むものである。